

管理協02-234

令和3年1月13日

会員各位

一般社団法人マンション管理業協会

事務局長 鈴木良宜

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言対象地域拡大時の対応について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊協会業務に格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ご高承の通り、政府より、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1都3県に続き、その他の地域でも「緊急事態宣言」等を発出することについて、検討する考えが表明されましたが、発令された際には、対象となるエリアにおける人の移動を制限（外出禁止）する「要請」「指示」が出される場合があります。

なお、今回の緊急事態宣言では「20時以降の外出自粛」のための「事業継続に必要な場合を除く、20時以降の勤務抑制」に関する要請が含まれていることから、会員各位社員の勤務体制はもとより、受託管理組合に対しても総会や理事会等への対応については20時までとする、又は20時には帰宅できるような体制とすることについて要請する等、政府方針に基づいた対応が必要です。

会員社におかれましては、令和2年7月20日改訂「マンション管理業における新型コロナウイルス等感染症対応ガイドライン」を参考に、受託管理組合への対応について、ご検討をお願いいたします。

また、今後、緊急事態宣言対象地域の拡大により、他道県にも発出となった場合も、本通知に準じて対応をお願いします。

謹白

記

【参考】

1. 政府から「緊急事態宣言」が発令された場合

各都道府県知事は国民に外出自粛の「要請」、学校や福祉施設などの使用制限に関する「要請」や「指示」ができる。

2. 望まれる対応

管理組合に対して、緊急事態宣言等が発令された場合には管理会社社員も出勤できなくなる場合も想定されることを説明し、現時点で可能なマンションのライフライン維持の対応等について事前に協議しておく。

3. 政府方針： 内閣官房 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言 <https://corona.go.jp/emergency/>

4. 協会HP：インフォメーション 新型コロナウイルス感染症（COVID（コビット）-19）の感染拡大防止について http://www.kanrikyo.or.jp/news/info_coronavirus.html 以上

本通知に関するお問合せ先

（一社）マンション管理業協会 業務部 森野 TEL03-3500-2721